

高齢者等が一人でも安心して暮らせる コミュニティづくり推進会議	
------------------------------------	--

第2回(H.19.12.11)	資料2
-----------------	-----

高齢者等が一人でも安心して暮らせる
コミュニティづくり推進会議
(「孤立死」ゼロを目指して)
第1回議事録

厚生労働省老健局

第1回 高齢者等が一人でも安心して暮らせる
コミュニティづくり推進会議
（「孤立死」ゼロを目指して）
議事次第

日 時：平成19年8月28日（火） 10:00～12:00

場 所：東海大学校友会館「富士の間」

1. 開 会

2. 議 題

①関係施策の現状について

②その他

3. 閉 会

○厚生労働省（井内） おはようございます。それでは、定刻となりましたので、第1回「高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（『孤立死』ゼロを目指して）」を開催させていただきます。

本日は御多忙にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は本推進会議の事務局を担当いたします厚生労働省老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室長の井内でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、初めに、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、エッセイストの安藤和津様でございます。

飯田宏行千葉県健康福祉部高齢者福祉課長でございます。

伊藤陽子新宿区健康部長でございます。

稲垣紀夫北海道旭川市消防本部消防長でございます。

大蔵豊和社団法人高層住宅管理業協会業務部次長でございます。

大澤義行全国民生委員児童委員連合会会長でございます。

兼松久和全国自治会連合会会長でございます。

小池昭夫独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部業務収納リーダーでございます。

渋谷篤男社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部長でございます。

鷺見よしみ日本介護支援専門員協会副会長でございます。

園田眞理子明治大学理工学部建築学科准教授でございます。

高橋紘士立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科教授でございます。

永井愛子全国老人クラブ連合会副会長でございます。

野中博医療法人社団博腎会野中医院院長でございます。

それから、本日欠席されておりますけれども、田尻佳史日本NPOセンター事務局長も委員としてお願いしてございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

塚田桂祐総務省大臣官房参事官企画課担当でございます。

小田広昭国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室長でございます。

入谷誠警察庁生活安全局地域課長でございます。

厚生労働省社会援護局・地域福祉課長の藤崎誠一でございます。

最後に、私、井内でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、お手元の資料について確認をさせていただきます。

ごらんいただきたいと思いますが、上から順に議事次第がございます。

開催要綱、1枚紙でございます。

委員名簿。

座席図でございます。

少し分厚くなりますけれども、厚生労働省の資料として1-①、1-②でございます。

資料 2 として、総務省の資料でございます。

資料 3 として、国土交通省の資料。

資料 4 として、警察庁の資料。

資料 5 として、伊藤委員の資料。「新宿区における孤独死防止への取組み」。

資料 6 として、旭川市の事業の取組み。稲垣委員の資料でございます。

資料 7 として、大澤委員の提出資料で、民生委員制度創設 90 周年という資料でございます。

資料 8 として、小池委員の資料。右上に UR 都市機構とある「孤独死に関する対策等について」。

資料 9 でございますが、園田委員の資料で「高齢単身者の 1 / 3 は借家居住」というところから始まるものでございます。

最後に、資料 10 として、渋谷委員の資料でございますけれども「住民の福祉活動の展開イメージ図」というものでございます。

以上でございますが、不備はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで事務局を代表いたしまして、厚生労働省大臣官房審議官木内よりごあいさつをさせていただきます。

○厚生労働省（木内） 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。ただいま、御紹介いただきました官房審議官老健局担当の木内でございます。

「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきたいと思っております。

近年、都市部等におきましては、高齢者が地域から孤立した状態で亡くなられるといった事例が、社会的に問題となっておるところでございます。今後、ますます高齢化が進展する中で、単身の高齢者ですとか高齢者のみの世帯が、今後とも増加するということが見込まれておるところでございます。また、特に著しい高齢化の進行が見込まれております都市部等におきましては、地域のコミュニティ意識の希薄化なども指摘されておるところかと思っております。

こういった高齢者が地域から孤立することによりまして、その状況や意思が理解されないまま、その結果として孤立死と呼ばれるような悲惨な事例に至るということは、本人及びそれを取り巻く地域にとりまして、大変不幸なことではないかと思うわけでございます。そういう中で、高齢者が一人でも安心して生活できるようコミュニティづくりを進めていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

この推進会議におきましては、各地域におけます具体的な取組みの御紹介をいただく、また、高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けての国民向けのメッセージの発出ができればといった点につきまして、お願いをさせていただいております。この推進会議におきましては、行政、福祉、住宅、消防、自治会、ボランティアなど日ごろ各地域におきまして、高齢者の世帯と接点を持ちまして、高齢者の方々

の生活を支えておられる幅広い分野の皆様方に、御参加いただいておりますので、それぞれの立場からいろいろ御意見を言っていただければと考えております。

この推進会議を通じまして、関係者の皆様が更に連携を深めまして、コミュニティづくりを進められますとともに、国民の一人ひとりが、自らが住まうコミュニティに関心を持っていただきまして、更にそれを深めていただければということを期待しております。

○厚生労働省（井内） 続きまして、開催要綱の規定に基づきまして、本推進会議の議長を委員の皆様方の互選により選出させていただきます。

議長につきまして、自薦・推薦を問いませんので、御意見等はございませんでしょうか。お願いいたします。

○大澤委員 議長は、地域福祉や高齢者問題の専門家です立教大学の高橋教授が適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

（拍手起こる）

○厚生労働省（井内） それでは、皆様、御賛同ということで、本推進会議の議長を立教大学の高橋教授にお願いしたいと存じます。高橋先生にごあいさつをいただきますとともに、この後の議事進行をお願いしたく存じます。

高橋先生、申し訳ありませんけれども、議長席がございますので移動していただけますでしょうか。

（高橋委員、議長席へ移動）

○高橋議長 立教大学の高橋と申します。

図らずも「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」の議長ということで、後ほど多分事務局の方からお話がありますが、提言をまとめるというのが大きな仕事だと伺っておりますが、いいものができますように少しでも皆様の活発な御意見を頂戴しながら進めさせていただければと思いますので、ひとつよろしくお祈りを申し上げます。

このテーマ、私、個人的なことをちょっと申し上げますが、昭和50年代にある指定都市で、一人暮らし老人対策の問題を勉強させていただいたことがございます。そのときに、ちょうどヨーロッパでも老人の国際比較調査がいろいろやられておりました、孤独とか孤立の問題が非常に大きい問題で、その当時、日本ではむしろ介護の問題とか寝たきり老人問題だったわけですが、孤立、孤独というのは、非常に心理的な側面と社会的な関係性が失われていくという側面と、いろいろ重層的な問題だと思っております。

これがいよいよ先ほどの審議官の話で言えば、地方都市でも、ある意味で言えば、お年寄りの孤独の問題というのは物すごく深刻でございます。あるところに行きましたら、今、お年寄りのうつ病が物すごく増えているという話を伺って、これはいよいよ自分の代でこ

の家は終わりだという感覚が、そういう問題になっているのではないかということを知ったんですけれども、それと同時に、いろいろ大都市の加速的高齢化の中で、孤立・孤独の問題というのが問題になってくる。

一方で、一人暮らしというのは、ある意味では生活の選択の問題です。その人のライフスタイルというか選択の問題で、ある意味で言えば、そこにいろいろ社会的に介入するというような、ほっといてくれという、そういう意識も一方であると同時に、たまたま最近出た本で、孤立死ゼロ・プロジェクトは効果を発揮するかみたいなことが書いてあるのを見ておきますと、孤独死する高齢者というのは、この10年後のあなたという、日本の論点でたまたま出ておまして、今日、始まったのにもう厚労省は7年でやっていると書いてあるんです。

孤立死作戦の議論の中で大変印象深かったのは、一人でお亡くなりになる方の死後のいろんな始末が、大変な社会的コストが必要だというようなことが触れられておまして、そういう意味では、自分の選択という側面と、やむを得ず孤立という側面いろいろあるかと思いますが、地域社会の関係をどう回復するかという、これがこれからの大都市型高齢社会でも大変に大きなテーマで、そういうことから言いますと、厚生労働省さんのプロジェクトとしては、大変多彩なメンバーで構成されているということ自身が、この課題の重層性、縦割りの的に言えば、今日、お越しの国土交通省、総務省、警察庁というような、消防の方もお見えでございますし、それからマンションの管理業務組合の方もいらっしゃいますということですから、多彩な領域の中で、人の生活の問題というのはまさにトータルですから、そこで制度的、それから行としてのお仕事を通じ、そして、民生委員さんや町内会ということ言えば、地域の力、地域力とでも言うのでしょうか。そういうものといろいろなものを組み合わせながら、私たちの最後の姿、実は、私もそういう意味では孤立死のリスクというのを常に抱えているわけでありまして。それはいつ年金分割をして離縁されるかもわかりませんし、それはそれぞれのリスク、今までは一人暮らし老人という1つの階層の問題だと、そして福祉の手を差し伸べるというような、そういう問題だと考えられてきましたけれども、市民社会の中でそういう可能性とかそういうものを物すごくリスクを共有するような、そういうことになると、今までの福祉の考え方だけではなかなかうまく進まない。

そういう意味でコミュニティという言葉キーワードとしてお使いでございますが、コミュニティの力と事業者の力と行政の力を、最近の言葉で言えば、一緒に働くという意味の協働の仕組みを地域で実現をしていくという、これまた大変な難題でございます。行政の当局者、地域でさまざま悩みながら、多分お仕事をされているのではないかと思います。そういうことも含めまして、皆さんの活発な御意見をいただきながら、この本で「孤立死ゼロ作戦は効果が期待されるのか？」マークが付きまして、その？マークを解消するような有効な処方せんを、是非、社会的にというかいろんなところへ発信をしていけるようなまとめまでできればいいなと考えております。ひとつ、よろしく御協力のほど

をお願いいたします。

やや長いあいさつをしてしまいましたが、事務局からこの会議の進め方や今日の資料についての説明を、それではお願いをいたします。

○厚生労働省（井内） それでは、会議の資料の2枚目でございます、1枚紙で開催要綱などをごらんいただきながら、話をさせていただきたいんですけれども、この推進会議は、先ほど審議官がごあいさつで申し上げましたとおり、都市部を中心に高齢者のみ世帯等の増加が見込まれる一方、地域におけるコミュニティ意識の希薄化が指摘されている。そういった中で、高齢者が地域から孤立しないような取組みを普及するために、本日、御参加いただいております委員の皆様方の取組みですとか、各地域におけるユニークな取組みの普及、また、高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりに向けての提言をいただくことを目的としてございます。

御参加いただきました関係者の方々には、推進会議の提言を普及していただきますとともに、各現場において、紹介された取組み事例を参考に、高齢者等が1人でも安心できるコミュニティづくりをぜひとも推進していただきたいと考えている次第でございます。

本日もいろいろと御意見、御紹介などがあろうかと思っておりますけれども、次回以降、関係者の方からのヒアリングなどによりまして、各地域におけるユニークな取組みなども御紹介をさせていただきまして、3回ないし4回の会議を通じて、年度内に国民への提言をしていただきたいと考えております。

これも開催要綱の3のところにありますけれども、私ども厚労省の方で事務方、会議の庶務を担当しておりますけれども、この下の方でございますように、警察庁、総務省、国土交通省、そういったところの協力も得て、会議を運営させていただいているわけでございます。

推進会議の委員の任期は1年ということで、年度内に御提言をいただければということで、そのような考えでおります。

それでは、厚生労働省の提出した資料1-①をごらんいただきたいと思います。

時間の関係もありますので、少し駆け足での説明になろうかと思っておりますが、どうぞ御了承いただければと思います。

「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（『孤立死』ゼロを目指して）」ということで、本日付の私ども老健局の資料でございますけれども、いろいろな部局の政策も併せて入れてございますので、御説明を申し上げます。

まず、2ページでございますけれども、厚生労働省では平成19年度予算におきまして、①にありますような、本推進会議の設置のほかに、②にございますように「『孤立死ゼロ・モデル事業』の推進」ということで、地域において孤立死の防止に資するユニークな取組みに対して、補助率2分の1で助成を行うこととしておりまして、現在、募集しているところでございます。従来の補助事業のように細かい補助要件を設定せずに、孤立死の防止につながるものであれば、幅広く採択していく予定でございます。

飛びまして「基礎資料」というところから、4ページをごらんいただきたいと思いますが、高齢化の進展でございます。御案内のとおりでありますけれども、2005年までは総務省の国勢調査。それから、2015年からは国立社会保障・人口問題研究所の推計でございますけれども、第1次ベビーブーマーが高齢者になる2015年の推計を見ますと、65歳以上人口の高齢化率26.9%ということで、2005年から一気に上がるというような予想でございます。

5ページをごらんいただきますと、その高齢化が進むところでありましてけれども、高齢者の増加率で著しいのは埼玉県、右から2つ目の列を見ていただきますと、2005年と2015年でプラス54%も増える。千葉県で50%。神奈川県で47%。首都圏を初めとする都市部で高齢者がどんどん増えていくというようなことで、全国が平均で22%というようなことでございます。

6ページをごらんいただきたいと思いますが、これは高齢者の世帯形態の将来推計なのでございますが、一般世帯というのも徐々に増え、また減ってくるというような形になっておりますけれども、世帯主が65歳以上、これが増えていくということでございます。その中で、単独でいらっしゃるのが2005年では386万世帯だったものが、例えば2015年で見ますと566万世帯ということで、65歳以上全体を100%とした場合の比率が28.9%から32.2%に増えていく。また、夫婦のみの世帯も470万世帯から2015年には614万世帯等々、増えていくようなそういった形で高齢者の世帯が変わっていくというようなことが推計されております。

7ページをごらんいただきたいと思いますが、「認知症高齢者の増加」でありまして、今後、認知症高齢者は急速に増加していくという推計が出ております。自立度II以上、またうち自立度III以上ということで、どちらも2005年から2015年、その後、どんどんと増えていくような推計になってございます。

それから、8ページをごらんいただきたいと思いますが、高齢者世帯の生活実態に関する意識調査でございます。平成17年度内閣府のものでございますが、これは「日常生活での心配ごとの内容（複数回答）」でございます。いろんなことがあるわけでございますが「自分が病気がちであつたり介護を必要としている」とか等々、下にいろいろあるんですけども、一人暮らし世帯と一般世帯を比較で見ますと、例えば、上から3段目にあります「頼れる人がいなく一人きりである」というようなところについては、一般世帯の方は4.7%なんですけど、一人暮らしの方は当然30.7%というようなことで、非常に心配ごととして大きいわけでございます。また、その2つ下に「家事が大変である」というのも、これもそうでありまして、その下の外出時や自宅内で転倒や事故、こういったものが一般の世帯に比べて、一人暮らし世帯で非常に心配の度合いが大きくなっております。

9ページも、将来の不安で、基本的には同様で、上から3つ目の「頼れる人がいなくなる」ということが、やはり一人暮らし世帯では非常に大きいというようなことが言えるかと思っております。

駆け足で申し訳ありませんが、次の 10 ページをごらんいただきますと、「人とのつきあい」ということで、この一番上の段「お互いに訪問しあう人がいる」というのでありますけれども、一般世帯は 30.3%であります。一人暮らし世帯でも、33.1%ということで多いわけですが、一方で、その 3 つ下の「つきあいはない」という方も一人暮らし世帯では 11.2%ということで、そういった方も結構多いというようなことが言えるかと思えます。

11 ページをごらんいただきたいんですが、「防災・防犯のための個人情報の共有・活用」ということで、基本的には男性、女性と分かれておりますが、一番左の欄が「防災、防犯のためであれば、積極的に個人情報を共有・活用すべき」その右側「防災、防犯のためであれば、必要最小限の範囲で個人情報を共有・活用してもよい」、その右が、しない方がよい。その右が「わからない」というようなことでございますけれども、男性、女性を見ますと、情報を共有、活用すべきだという方が左の 2 つの欄を合わせまして、約 90%近くが、男性も女性も積極的であるということが言えるかと思えます。ただ、年齢別に見てみますと、勿論、高齢者も同じなのではあります。左から 3 つ目の欄で情報を余り共有、活用しない方がよいというようなところも、例えば 60～69 歳層であれば 9.0 ですか、70 歳以上では 8.8 だとかいうようなことで、若干消極的な方も高齢者の中には比較的多いというようなことが言えるかと思えます。以上、高齢者を取り巻く状況を簡単にごらんいただきまして、それから厚労省の関係施策を御説明いたしたいと思えます。

13 ページでございますけれども、施策一覧がございます。「1 高齢者関係施策」ということで「(1) 地域支援事業、(2) 地域包括支援センター、(3) 老人クラブ活動、(4) その他」。それから「2 地域福祉関係施策」として「(1) 民生委員」「(2) 社会福祉協議会」「(3) ボランティア活動」。これは詳細を資料で示しておりますので、次のページをごらんいただきますと、まず地域支援事業でございますけれども、これについては自治体、市町村で必須事業として、介護予防事業それから介護予防ケアマネジメント事業というようなもの。

それから、下に「任意事業」がございますけれども、こういったものがありまして、次の 15 ページをごらんいただきますと「地域支援事業における介護予防事業」でございますが「介護予防一般高齢者施策」というようなものと、右下に「介護予防特定高齢者施策（ハイリスクアプローチ）」といったような事業を展開しているわけがございます。特に今回の会議に関連するものとしましては、特定の方の特定高齢者把握事業というようなものでございまして、それから、その下、上から 3 つ目の○になりますけれども、訪問型介護予防事業ということで、閉じこもりですとか認知症の方に保健師等が居宅を訪問して、相談・指導を実施する。また、要支援・要介護状態になるおそれの高い者を把握するというような事業がございます。

それから、次の 16 ページをごらんいただきますと、先ほどの地域支援事業の中の任意事業として、いろいろとこういった施策を打っておるわけがございますけれども、例えば、

この中で「2 家族介護支援事業」。その中でも「② 認知症高齢者見守り事業」というものがございます。それから、その下にございますけれども「④ その他の事業」ということで、下の「地域自立生活支援」のところに「安心な住まいの確保（L S A等）」とございますけれども、ライフサポートアドバイザー事業ですとか、その3つ下になりますけれども、家庭内で事故が生じた場合の通報体制の整備といったものがございます。

恐れ入ります。17ページをごらんいただきますと、そのライフサポートアドバイザー（生活援助員）の事業でございますけれども、公営住宅等で生活する高齢者の安否の確認ですとか、見守り等を行う生活援助員を設置する事業でございます。

次の18ページをごらんいただきたいと思います。地域包括ケア体制ということで、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続するために、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として地域包括支援センターを設置しているわけでございます。

これは、19ページをごらんいただきますと、高齢者の相談の窓口として「○総合相談支援」ということでございますけれども、住民の各種相談の窓口として、相談を幅広く受け付けて制度横断的な支援を実施していこうということで、その相談内容に応じまして、行政機関、保健所、医療機関、児童相談所などの必要なサービスにつないでいくというような活動しております。また、それ以外にも「○権利擁護」高齢者の虐待防止・権利擁護ですとか「○包括的・継続的マネジメント」として、ケアマネジメントの日常的な個別指導・相談・指導・助言といったものがございます。

恐れ入ります。駆け足で申し訳ありません。20ページをごらんいただきますと「地域包括支援センターの設置状況」でございます。設置保険者数、ほとんどが市町村でありますけれども、1,503保険者。設置したセンターが平成19年1月現在で3,524か所ございます。内訳で直営が1,283。委託が2,241ということで、委託先はこういったごらんのとおりの法人なりでございます。

21ページをごらんいただきますと「地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ」でございます。主任ケアマネジャーとか社会福祉士、保健師さん、そういったものが中心となってやっているところでございます。

恐れ入りますが、22ページ。「老人クラブ活動」でございます。老人クラブ活動、友愛訪問活動として会員による独居老人への一声活動を実施しております。数などについては後ほどごらんいただければと思います。

23ページでございますけれども、本年度からの補助事業として「高齢者住宅支援員研修等事業」がございます。入居者の安否確認等、必要なことについて高齢者住宅の管理人や管理組合の方を対象としたような研修事業でございます。

24ページ。そのカリキュラムのイメージは省略させていただきます。

続きまして、25ページ以降が「民生委員」でございますけれども、民生委員も御案内のとおりでございますが、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って、相談・援助

活動等を行うということで、厚生労働大臣の委嘱を受けた者でございますけれども、この地域福祉関係では高齢者等の実態把握、相談支援等、支援活動などを行っております。女性が58%、60歳以上の方が78%。活動日数は月当たり平均で13.2日というようなことでございます。

27 ページでございますけれども、平成17年で約23万人の方がいらっしゃるというグラフでございます。

28 ページ以降は、先ほど申し上げました年齢ですとか、活動状況などでございますけれども、調査、実態把握、相談の支援などを行っております。高齢者に関することが一番多くて、半分以上が高齢者に関するところでございます。

31 ページには、その内容別が出ておりますけれども、例えば、在宅福祉の関係ですとか、下から2番目、日常的な支援というようなものが多くなっております。

32 ページは省略させていただきます。

33 ページが「社会福祉協議会」でございます。これは御案内のとおりでございますけれども、特にその中で、真ん中の○にございますけれども、市区町村社協では地域での見守りネットワークづくりですとか、ボランティア活動の育成支援などの事業を実施してございます。

35 ページが「社協の組織体系」でございますけれども、全国組織から始まってこういった数の社協が活動を展開しているわけでございます。事業の実績は36ページにありますが、省略をさせていただきます。

「ボランティア活動」でございます。38 ページでございますけれども、ボランティア活動、記載のとおりでありますけれども、780万人でありますとか、12.3万のグループがございまして。活動は内容が多岐にわたっているわけでございますけれども、高齢者等に対する活動としては見守りなどの訪問活動ですとか、地域交流イベントの開催などを行っているわけでございます。

39 ページ、最後のページになりますけれども、こちらについては「自治体における高齢者等が孤立することを防ぐ取組の実施状況」ということで、日本総研への補助事業で調査、研究をしているわけでございます。高齢者等の孤立防止を目的として、意識していないために未実施としている可能性がありますものですから、実際の実施率と、ひょっとしたら異なっているのではないかとというようなことに留意する必要があるかと思っております。生活実態の把握、見守り、安否確認、人間関係の構築、相談、緊急通報、住宅、権利擁護、啓発の分野、そういったものについてへの取組みの有無を調査をしたわけでございます。88.7とか94.4と右の方まで出ておりますのが、やはり見守りですとか緊急通報などで実施率が高くなっているわけでございます。先ほど申し上げましたように、実施率とカバー率は異なることに留意が必要かということでございます。

資料1-①は以上でございます。

最後に資料1-②でございますけれども「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確

認等の円滑な実施について（概要）」ということで、資料をお付けしてございます。こちらについては、先だつての新潟県中越沖地震の教訓を踏まえまして、要援護者の把握ですとか、要援護者情報の共有。また、平時における情報の把握、災害時における安否確認の速やかな実施等、こういったものについての取組みを早急を実施するように厚生労働省の方から都道府県、指定都市、中核市に通知をしたところでございます。時間の関係もありますので、具体的な内容については後ほどごらんいただきたいと思います。

厚生労働省からの説明は以上でございます。

○高橋議長 それでは、引き続き、総務省の方からよろしく願います。

○総務省（塚田） 総務省の方から若干の説明をさせていただきます。

皆様方のお手元に「総務省のコミュニティ施策について」という冊子がございます。これに基づいて説明させていただきます。

総務省はコミュニティという、この孤立死の関係で言いますと、本日も稲垣委員が旭川からいらっしゃっている消防、消防も所管しておりまして、消防という観点もございまして、もう一つ、兼松委員がいらっしゃる全国自治会とか、そういう地域コミュニティという観点からもここに関わっているわけでございます。本日はコミュニティの観点からどのようなことをやっているかということをお説明させていただきます。

資料は、コミュニティ研究会ということでございますが、今、なぜコミュニティ研究会を改めて行ったかということなんです、これは最近行ったものでございまして、市町村合併が進みまして、自治体はかなり大きくなっている。地域の結び付きが、そういう意味で薄れてくるのではないかと。こういうことの危惧がありまして、コミュニティのセーフティネットというものにもう一回着目しようという観点から、今回の内閣改造でなりました土屋さんという政務官がいらっしゃいまして、武蔵野市長でいらっしゃった方でして、都市のコミュニティ施策にかなり熱意のある方でございましたので、その政務官の下で開催しまして、名和田先生の下で構成して勉強いたしました。

今年の2月から4回行いまして、6月4日に総務大臣に提出・公表したものでございます。

公表した内容を紹介いたしますと、議論した主な内容が4ページにございます。コミュニティの中で各種団体が連携する場というものをつくってやるのが極めて有効ではないかと、あるいはICT、地域SNSを初めとするツールの利用もいいのではないかと。行政の関与の在り方はどうしたらいいか。それから、地域コミュニティの教育活動・子育て。その中で、特に農村コミュニティの活性化という面から言うと、都市の子どもに農村で生活体験させるというものを制度化すると、農村コミュニティの振興という観点からも意味があるのではないかと。更に、歴史・文化・景観を資源として活用するという観点も重要。また、防犯・防災活動。あいさつの有効性。このような議論がなされたわけでございます。

その中での提言、ここで3つほどありますが、第1が「連携・協力の場の構築」。地域コミュニティ再生のためには、さまざまな主体がばらばらで行うのではなくて、連携・協

力をすると相乗的に行われるようになる。そのための場の構築が必要。場、プラットフォームとここでは言っているわけでございます。

いろんな形態があり得ると思われまして、特にこれでなければならないということは、研究会の報告では言っていないわけでございますが、その中の1つが地域SNSということで、こういうある意味でバーチャルな空間におけるコミュニティというものもあり得る。こういうものを活用するのはどうしたらいいか。

それから「都市・農山漁村の教育交流」ということで、先ほど申しましたような都市の子どもに農山漁村での自然体験等の経験をさせる。こういうことが有効なのではないか。このような提言がされました。

提言に基づきまして、今後の総務省における施策の展開でございますが、地域コミュニティ活動の連携の場の構築支援ということで、これを日本各地のコミュニティに行っているのか。そういうベストプラクティスを収集し、その情報を提供していこうという予算要求をこれからしようとしているところでございます。

また、都市・農山漁村の教育交流による地域活性化の推進ということにつきましては、総務省と文部科学省と農林水産省が3省連携しまして、今度の概算要求において連携事業として予算要求していこうとしております。

また、総務省の体制整備におきましては、新たにコミュニティの再生というものを担当する課、部をつくらうというような方向で現在、検討しているところでございます。

「（参考）自民党における検討」ということで、地方行政調査会におきましても、同様に地域社会の再生について議論がされまして、御紹介しますと、報告書として「地域社会の再生に向けて」というものが出ております。この中でコミュニティ基本法の制定ということ提言しています。

総務省の方からは以上でございます。

○高橋議長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、国土交通省の御説明よろしく申し上げます。

○国土交通省（小田） 国土交通省から資料3をもちまして、説明をさせていただきたいと思っております。

国土交通省、とりわけ旧建設省はとんかちの役所でございますので、コミュニティといったソフトな観点からの施策というのはなかなか説明しづらいんですが、私どもの省を挙げて行っております高齢者対策あるいは障害者対策というのが、整理の仕方を変えてみると孤立死防止にも寄与できているのではないかなという観点で、本日の資料を提出させていただきます。

まず、表を開いていただきますと、孤立死防止の視点ということで4つ書いています。

1つは、主として、高齢者の方々が外に出て活動しやすい環境をつくるということが大事ではないかということ。

反時計回りに行きますと、活動しやすい環境をつくるだけではなくて外に出ていきたい

という動機を与えるような誘引性のある、例えば店舗であるとか、お友達と話のできるような施設であるといったようなものが、住宅からそこそこの距離にあるというようなこと。

一番下にありますように、帰属できるコミュニティが必要ではないか。孤立死というのは、多分孤立というのは老人特有の問題ではなくて、今の日本を見ると若者も同じような現状に置かれていて、それに孤立死の死が付くのは、たまたま寿命が来て現象として発生しているだけだと思うんです。高齢者、それから若者を問わず、何らか熱くなれる、帰属できるコミュニティというのをつくっていく必要があるかなと思っています。

それから、セーフティネットですが、万一に備えた見守りの機能というのが必要かなと思います。こういう視点に立って、国土交通省の施策がどういうふうに機能しているかというのを御説明したいと思います。

1枚開いていただきますと、今の4つの視点に即して、私どもが行っています取組みの方向を書かせていただいています。私自身が住宅局に所属しておりますので、主として住宅行政を中心に整理させていただいていますが、まず1点目の「A. 外に出て活動しやすい環境」という意味では、住宅の住戸内だけではなくて、例えば、共同住宅であれば共用部分のバリアフリー化を進める。外に出た先の店舗とか施設、あるいは移動経路のバリアフリー化が図られるような施策。

2点目に、住宅との近接した場所での誘引施設の設置という意味では、1つはそういう施設のある都心部に高齢者向けの住宅を整備しようという施策と、もう一つは住宅の側に寄せて施設を立地誘導していこうという2つの施策があるかと思っています。

3点目の「C. 帰属できるコミュニティ」は、そのソフト対策は私ども不得手とする部分ではあるんですが、活動拠点となるような施設を整備するというのと、もう一つはそういうコミュニティ活動を支えるような、例えばNPO活動のようなものがあれば、そのNPO活動を間接的に支えることで、活動の活性化を図れないかなというようなことまで手を出していきつつあります。

それから「D. 万一に備えた見守り」になりますと、これは完全にソフト施策になるので、私ども最も不得意とするところであるんですが、先ほど厚生労働省の方からも御発表ありましたように、福祉施策と連携をさせていただいて、例えば、シルバーハウジング・プロジェクト、高齢者向きの公共賃貸住宅とその見守っていただく方々との連携というようなことはかねてからやらせていただいています。ハードに関して言えば、各住戸内に万一の場合の緊急通報手段というのを確保するとか、場合によっては、その地域の方々が自主的に見守り等の生活支援活動をなされているのであれば、それを財政的に支援することでそういう活動を活性化するというところまで手を出していきつつあります。

それぞれについて、少し御説明いたしますと、まず1点目の「A. 外に出て活動しやすい環境」という意味では、1つは「住宅、共用部のバリアフリー化」ということで、公共賃貸住宅、民間賃貸住宅、それぞれについて、バリアフリー化されたものの供給に努めておりますし、あるいは既設のものについて、エレベーターを後付けで設置するとかいうよ

うなことをやらせていただいています。

また、日本の住宅の大部分が実は持家なわけですが、この部分につきましても、新規建設の段階で、例えば、住宅ローンの金利を安くすることでバリアフリー住宅を建てやすくするとか、あるいは高齢者の方々が今住んでいる住宅をリフォームする際に、そうは言ってもなかなかローンを抱えるのは大変だねというときに、では亡くなられた後に住宅を売却処分することで、ローン返済するような死亡時一括償還型の融資を行う。あるいは、今年税制をつくったわけですが、バリアフリー改修をやるための所得税の減税とか固定資産税の減税措置といったようなことも、仕組みをつくらせていただいております。

それから、店舗、施設あるいは移動経路等のバリアフリー化という意味では、実はこれまで建物だけのバリアフリー、公共施設だけのバリアフリー、道路だけのバリアフリーとばらばらの施策体系だったんですが、これを全部統合したバリアフリー新法というのをこの度つくりまして、施設だけではなくて、その間の移動経路のバリアフリー化というのを、一体的な1つの法律の中で整備するということが可能になってきております。

5 ページ目を見ていただきますと「B. 店舗や施設と住宅との近接性」で、まず1点目は、もともと商業施設などがたくさんある都心部に高齢者を住まわせましょうということ、都心部での民間賃貸住宅の供給を御支援申し上げるとか、逆に既にある公共賃貸住宅などについては、空き家とか空き施設などを非常に低家賃で、あるいは低地代でお貸しすることで施設の立地誘導を図らせていただこうと思っています。とりわけ、旧公団住宅、今、都市再生機構と申しますが、公団住宅が全国に散らばっておりますので、これの空き地とか空き施設については、多分2分の1ぐらいの地代あるいは賃料にディスカウントして、こういう施設の立地誘導を、これも厚生労働省さんと勉強しながら来年度からやっていきたいと思っています。

3点目の「C. 帰属できるコミュニティ」という意味では、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備ですが、これは専ら、これまで公共賃貸住宅団地を整備する際に、併せて集会所とかゲートボール場、そういう小公園を整備させていただいておりましたが、これから既成市街地の中で空き家とか空き施設が出てきておりますから、これらをコミュニティ活動の拠点としてリフォームするというか、利用する際のそういう整備費についても御支援申し上げることで、高齢者の方々あるいは高齢者と子どもたちが一緒に遊べる場所というようなものが、市街地の中で少しずつつくられていくのではないかなと思っています。

それから、(2)に書いていますように、今、ソフトの面では、地域のコミュニティ活動を支えるNPOなどに対しても、住生活を豊かにするという観点からではありますが、そういうNPO活動に対しても、地方公共団体が御支援するのであれば、それを国も財政的にバックアップしていこうと思っています。

「D. 万一に備えた見守り」であります。先ほど申し上げましたようにシルバーハウジング・プロジェクト、これはこれまでずっとやってきておりますが、公共賃貸住宅につきましても、引き続き、これをどんどん推進していきたいと思っています。